

○群馬県警察の損害賠償事案取扱いに関する訓令

平成 24 年 3 月 13 日

本部訓令甲第 4 号

[沿革]

平成 25 年 3 月本部訓令甲第 4 号改正

群馬県警察の損害賠償事案取扱いに関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の損害賠償事案取扱いに関する訓令

群馬県警察の損害賠償事案取扱いに関する訓令（昭和 50 年群馬県警察本部訓令甲第 18 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、別に定めのあるもののほか、群馬県警察職員（以下「職員」という。）に係る損害賠償事案及び群馬県警察が管理する施設、物品等（以下「施設等」という。）に係る損害賠償事案の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 損害賠償事案 責任事案及び請求事案をいう。
- (2) 責任事案 職員がその職務を行うについて、故意又は過失により他人に損害を与えた場合又は施設等の設置若しくは管理について瑕疵〔かし〕があったために、他人に損害を与えた場合において、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）、民法（明治 29 年法律第 89 号）その他の法令により群馬県が被害者に対して損害賠償の責任を有する事案をいう。
- (3) 請求事案 職務に従事中の職員又は施設等が他人の不法行為により損害を受けた場合において、自動車損害賠償保障法、民法その他の法令により、当該職員又は群馬県が損害賠償の請求権を有する事案をいう。
- (4) 事故責任者 損害賠償事案において、その当事者となった職員又は施設等の設置者若しくは管理者をいう。
- (5) 所属長 事故責任者の所属長（群馬県警察の服務に関する訓令（平成 11 年群馬県警察本部訓令甲第 6 号）に規定する所属長をいう。）又は施設等を直接管理する所属長（群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成 11 年群馬県公安委員会規則第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する所属の長をいう。）をいう。

（報告）

第 3 条 所属長は、損害賠償事案が発生した場合は、直ちに、その概要を警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）に報告しなければならない。ただし、重要又は異例な事案については、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の場合において、所属長は、発生した損害賠償事案が事故・事件のときは、自ら

処理するときを除き、当該事故・事件の発生地を管轄する警察署長に通報しなければならない。

(事務処理)

第4条 損害賠償事案の総括的事務は、警務部監察課において行うものとする。

2 損害賠償事案に係る損害賠償金等の収入又は支出の手続は、警務部会計課又は警察署において行うものとする。

(示談折衝責任者)

第5条 所属長は、損害賠償事案について示談折衝の総括責任者とする。

2 次席、副隊長、副校長及び副署長は、示談折衝事務の責任者とする。

3 示談折衝責任者は、職員の被害事案についての示談折衝に当たっては、被害職員及びその親族等の意思を尊重するとともに、必要により、これらの者と共に行うものとする。

(損害賠償の限度)

第6条 損害賠償の限度は、次の基準によるものとする。ただし、これにより難い場合は、本部長がその都度定めるところによるものとする。

(1) 生命、身体等の損害については、自動車損害賠償保障事業が行う損害のてん補の基準（平成19年国土交通省告示第415号）及び任意自動車保険の保険金支払の例を参考として、妥当と認められる損害額とする。

(2) 財産等の損害については、原状回復に要する費用及び評価減額並びに財産等を利用できないことによる損害額とする。

2 被害者の故意又は過失があった場合は、過失相殺するものとする。

(処理上の留意事項)

第7条 損害賠償事案の処理に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 被害者の救護に重点を指向し、公正な判断の下、証拠の保全及び目撃者等関係者の確保に努め、後日紛議を醸すことのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 事故責任者及び被害者の責任の度合い等直接利害に関係のある事項については、特に慎重に調査し、その状況を明確にしておくこと。

(3) 施設等の損害の調査に当たっては、必要により専門的知識を有する者に依頼するなどの方法により、適正な損害額の算定に努めること。

(4) 職員の言語、態度、事案の取扱方法等には特に留意し、当該事案以外の争訟に発展することのないように努めること。

(示談折衝)

第8条 所属長は、損害賠償事案について、示談対象者（当該事案に係る損害賠償の請求権を有する者（代理人を含む。以下「損害賠償請求権者」という。）又は責任を有する者（代理人を含む。）をいう。以下同じ。）と示談折衝を行おうとする場合は、あらかじめ、示談の方針、支払その他の条件等について、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）と協議しなければならない。

2 所属長は、示談折衝をした場合は、その都度、経過及び結果を監察課長に報告しなければならない。

(示談折衝の留意事項)

第9条 責任事案の示談折衝に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 被害者、関係者等に対しては、誠意をもって話し合いを進め、事案の円満解決に努めること。
 - (2) 被害者の被害回復状況等に絶えず注意し、その経過に順応して示談折衝に入るなど事案の適正な処理に努めること。
 - (3) 被害者側の損害賠償請求権者について確認すること。
 - (4) あらかじめ適正な損害賠償額を算定して折衝に当たること。
 - (5) 代理人と示談折衝し、又は示談締結をする場合は、印鑑証明書を添付した委任状を提出させること。
- 2 請求事案の示談折衝に当たっては、次の事項に留意しなければならない。
- (1) 賠償責任原因の所在について、加害者だけでなく、使用者、管理者、車両保有者等広く検討して確認すること。
 - (2) 損害賠償金等の請求に当たっては、治療費、慰謝料等の人的損害、施設等の物的損害等について、請求可能な賠償事項について検討し、適正額を算定すること。
(示談締結の上申)
- 第10条** 所属長は、示談締結の見通しを得た損害賠償事案については、その締結について、首席監察官に上申しなければならない。
(示談締結等の指示)
- 第11条** 首席監察官は、前条の規定による上申を受けた場合において、その内容が妥当であると認めるときは、当該上申に係る所属長に対し、示談の締結を指示するものとする。ただし、首席監察官は、次に掲げる場合は、本部長の指揮を受けなければならない。
- (1) 示談に係る事案が第3条第1項ただし書の規定により本部長に報告したものである場合
 - (2) 示談の内容が第6条の規定による損害賠償の限度により難しい場合
 - (3) その他本部長の指揮を受ける必要があると認める場合
(示談の締結)
- 第12条** 所属長は、前条の規定による指示があった場合は、速やかに、示談書により、示談対象者と示談を締結するものとする。
- 2 所属長は、示談を締結した場合は、示談書の写しを首席監察官に送付するものとする。
(示談不調の場合の措置)
- 第13条** 所属長は、損害賠償事案について、示談が不調に終わった場合は、本部長に報告しなければならない。
- 2 本部長は、前項の規定による報告を受けた場合は、事案の内容に応じ、訴訟その他必要な措置を講ずるものとする。
(軽微事案の処理)
- 第14条** 所属長は、損害賠償事案の内容が軽微であり、将来にわたって紛議を醸すおそれがないことが確認されたものについては、この訓令の定める手続によらないで、監察課長と協議の上処理することができるものとする。
- 2 所属長は、前項の規定により処理した事案の結果については、監察課長に報告しなければならない。
(公務外の損害賠償事案)

第15条 所属長は、職員が公務外において他人に損害を与え、又は損害を受けた場合は、この訓令の定めるところに準じて適正に賠償が行われるように職員を指導しなければならない。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 11 日本部訓令甲第 4 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 25 年 3 月 18 日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。